1箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書(例) (トラック運転者)

○○運輸株式会社代表取締役○○○と○○運輸労働組合執行委員長○○○○(○○運輸株式会社労働者代表○○○)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第4条第1項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、トラックの運転の業務に従事する者とする。
- 2 1箇月及び1年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	年間計
295	284	245	267	300	260	250	295	310	300	284	310	3, 400
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間						

- 3 本協定の有効期間は、○年4月1日から○年3月31日までとする。
- 4 本協定に基づき1箇月及び1年の拘束時間を延長する場合においても、1箇月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。
- 5 本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、14 日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

○年○月○日

以上

(○○運輸株式会社労働者代表 ○○○○ 印)

○○運輸株式会社代表取締役 ○○○○ 印